

石川県中央会 会報

No.2

目 次

トピックス

- ・平成 15 年度石川県商工労働部の主要施策について 2

中小企業関連ニュース

- ・平成 15 年度中小企業関係税制改正の概要について 7
- ・企業組合制度の要件が緩和されました 17

中央会事業だより

- ・青年部代表者会議開催される 19
- ・青年部県大会開催される 19
- ・組合女性部地区別懇談会開催される 20
- ・組合決算事務研究会開催される 20
- ・電子認証システム普及講習会開催される 21

中央会からのお知らせ

- ・平成 15 年度中小企業制度融資説明会開催のご案内 22
- ・平成 15 年度中央会役員会、表彰式並びに通常総会の日程について 23
- ・個別専門相談室開催のご案内 23

平成15年度石川県商工労働部主要施策について

平成15年度の石川県当初予算の概要が発表されました。本県の財政を取り巻く環境は、県税収入が過去最大の減少となった前年度をさらに大幅に割込むことが見込まれるとともに、地方交付税も国の構造改革の流れを受け、地方財政計画の削減と臨時財政対策債への振替措置により過去最高の減少が見込まれる一方で、公債費や扶助費の義務的経費が増嵩しており、極めて厳しい財政環境に陥っています。

しかしながら、現下の景気動向や雇用情勢にも十分配慮し、引き続き、セーフティネットの構築に取り組む一方、行財政改革に本格的に取り組む、新たな視点で事務事業の徹底した見直しを行い、真に必要な事業への重点配分に努め、全ての県民が安心して暮らせる活力にあふれた石川づくりのための施策の推進に全力を挙げて取り組むこととしています。

ここでは、商工労働部の主要施策についてご紹介します。

I 中小企業・雇用対策

(1) ⑨中小企業再生・事業転換支援プログラムの創設

- ・ 中小企業再生・事業転換支援体制の充実
 - － ⑨ 中小企業再生・事業転換支援対策室の設置
 - － ⑨ 再生・事業転換特別相談の実施 10,000千円
商工調停士による特別相談、経営改善計画策定支援
 - － ⑨ 事業転換のための計画策定支援 9,600千円
転換可能性調査、社内セミナー開催助成、専門家チームの派遣
 - － ⑨ 再生・事業転換支援検討会の開催 5,000千円
経営改善計画、事業転換計画の検討と支援方策の策定
 - － ⑨ 再生・事業転換フォローアップ診断の実施 4,800千円
経営改善計画、事業転換計画実行に当たっての専門家によるフォローアップ
- ・ 中小企業金融対策
 - － ⑨ 資金繰り支援融資の創設 新規融資枠 10,000,000千円
融資限度額80,000千円
 - － ⑨ 事業転換支援融資の創設 新規融資枠 5,000,000千円
融資限度額50,000千円
 - － ⑨ 中小企業再生・事業転換支援保証制度の創設 新規保証枠 12,800,000千円
保証限度額160,000千円、保証期間10年間
 - － ⑨ 緊急経営支援融資及び経営安定特別対策融資の拡充
融資限度額の引き上げ50,000千円→80,000千円

(2) 中小企業の競争力強化

- ・ 石川ブランド製品の販売戦略の強化
 - － 首都圏等での販売戦略の強化
 - ⑨ 東京ビジネスサポートセンター（仮称）の設置 21,472千円
東京ビジネスサテライトの紀尾井会館への移転、機能拡充
 - ⑨ 首都圏バイヤーズミーティングの開催 7,000千円
新製品説明会、展示会の開催

⑨ 物産品販路開拓アドバイザーの配置	4,800千円
いしかわ伝統工芸フェアの開催支援（東京）	25,000千円
いしかわクラフト展示ギャラリーの開設	9,500千円
大都市圏での展示スペースの確保（東京、大阪）など	
伝統工芸アンテナショップの実験（東京、大阪）	4,000千円
ミラノ&いしかわコレクションの開催	15,000千円
伊デザイナーによる県産生地を用いたファッションショーの開催（東京）	
－ 新たな販売ルートの開拓（狙いを定めた販路開拓）	
⑩ 海外からの受注開拓の促進	1,200千円
海外受注見本市への出展支援	
⑪ 官公需向けの新製品説明会・展示会の開催	1,000千円
県内企業が開発したりサイクル製品、バリアフリー製品など	
⑫ 女性誌とタイアップした伝統的工芸品魅力アップキャンペーンの実施	20,000千円
－ ユーザーニーズへの対応力強化	
石川県優秀新製品の販路開拓支援	60,000千円
モニター調査、製品改良、広告宣伝に対する支援など	
⑬ 消費者ニーズに応えるデザイン開発手法の研究（工業試験場）	3,000千円
・モノづくり再生支援プログラムの継続実施	
－ モノづくり技術の高度化	
モノづくり高度化技術取得講座の開催	5,000千円
高度加工技術可能性調査、研究・開発への支援	65,000千円
基盤技術高度化コンサルティングへの支援	3,000千円
共同受注グループ形成・受注促進のための専任スタッフの配置	23,520千円
－ モノづくり関連設備投資に対する支援	
モノづくり再生支援融資	新規融資枠 2,000,000千円
モノづくり再生・経営革新企業設備貸与制度	新規貸与枠 500,000千円
－ 開放型モノづくり支援センターの拡充（工業試験場）	
⑭ 電子・電気分野高度化のための試作・評価環境の整備	150,000千円
共同研究企業に対するトライアルラボの利用料助成	3,966千円
・地場産業の新分野開拓支援	
－ ⑮ 伝統工芸の新分野開拓企業への支援	10,000千円
－ ⑯ 欧州との伝統工芸技術の交流	5,000千円
欧州陶磁器メーカーとの新商品共同開発	
－ ⑰ 自立型企業への転換を図る繊維企業に対する支援	20,000千円
－ 繊維ニューフロンティアへの進出支援	30,000千円
産業資材等非衣料分野における産学官連携による新商品開発など	
(3) 将来を見据えた新産業の創出	
・新産業分野の創造支援	
－ ⑱ 産業革新戦略の策定	7,000千円
県内産業の目指すべき方向性や課題の明示	
－ 重点技術分野ビジネス研究会の開催支援	7,000千円
環境、ブロードバンド、ライフサイエンス	
－ 研究開発段階に応じた技術開発の支援	250,309千円

	事業化可能性調査、豊かさ創造プロジェクトに対する支援など	
－	⑨ 今後の成長を支える重点分野の研究開発（工業試験場） 情報通信、生命科学・バイオ、ナノテク・新素材、環境分野	21,500千円
－	⑨ 大学の研究成果の事業化推進	2,520千円
－	⑨ 韓国のデジタル産業振興院との交流促進	2,000千円
－	「石川新情報書府」の活用推進	52,000千円
－	いしかわサイエンスパークの新産業創造拠点化 ⑨ ベンチャー企業誘致促進制度の創設、 クリエイトラボ入居企業に対する支援、 ワンストップサービスのための総合窓口の運営など	32,871千円
－	創造的産業等立地促進条例による企業誘致の推進	1,399,000千円
－	⑨ 地域中小企業支援センターの全県配置 ⑨ 奥能登地域ほか4地域	39,000千円
・	新産業を担う人材の育成	
－	e-ビジネスを担う人材の育成 ⑨ 人材育成プランの策定 SOHO等の企画立案能力向上のための実践指導	3,000千円 22,000千円
－	⑨ ブロードバンドコンテンツ制作基礎講座の開催支援 高度ITエンジニアの養成 ビジネスセンス養成講座、シニアSE養成講座の開催	1,500千円 13,500千円
－	SOHOに対する支援 民間ITインキュベータに入居するSOHOへの支援 いしかわSOHOプラザ・クリエーションオフィスの運営 SOHOに対する受注促進のための支援	10,700千円 8,200千円 2,600千円
・	新規創業に対する支援	
－	石川ベンチャーマーケットの開催 ビジネスプラン発表会等による起業家支援など	2,500千円
－	⑨ 創業希望者に対する実践研修（50人）	21,000千円
－	コミュニティビジネスの創出支援 地域のニーズに対応した新産業の創出	26,000千円
－	創業者支援融資制度の要件緩和 開業後の自己資金要件の撤廃など	

(4) 就業機会の創出と職業能力開発体制の充実

・	就業機会の創出	
－	⑨ 離職者を対象とした再就職支援セミナーの開催（400名→1,200名）	70,560千円
－	中高年齢者の再就職に向けた企業での職場実習の実施（2,000名）	172,767千円
－	⑨ 経験が必要な職種での中期職場実習の実施（100名）	13,000千円
－	⑨ 若者しごと情報館（仮称）の開設（広坂庁舎） 職場疑似体験システムの整備、しごと探しシェルパを活用した講演会、カウ ンセリングの実施など	74,528千円
－	大学等合同就職面接会の開催	5,964千円
－	ワークシェアリングの推進 導入検討企業への助成	1,000千円

－ シルバー人材センターの運営支援（20町村）	10,000千円
－ 雇用拡大関連企業立地促進補助金による企業誘致の推進	472,000千円
－ ⑧ 雇用拡大関連企業立地促進補助金の対象企業の拡大 物流施設、情報サービス業（コールセンターなど）	
－ 緊急雇用創出特別基金の活用による雇用の創出 県分（教育、環境美化など43事業）	892,433千円
市町村分（市町村196事業）	827,610千円
・ 職業能力開発体制の充実	
－ ⑧ 離職者等の高度人材養成研修の実施（1,150名→1,400名）	335,144千円
－ ⑧ 企業ニーズに対応した在職者訓練の実施（1,125名→1,300名）	11,700千円
－ 小松高等技術学校の改築整備	債務を含め 1,335,294千円
－ 七尾高等技術学校の科目再編（板金科→住宅環境科）	7,661千円

II いしかわからの情報発信

(1) 新たな文化資産の創造と発信

・ 城と庭でのおもてなし	
－ 「金沢城四季物語」の展開 金沢城全体を活用した多彩なイベントを開催	43,000千円

(2) 活気あふれる観光県づくり

－ ⑧ 加賀百万石誘客キャンペーンの推進 伝統工芸、食などテーマを絞った誘客の推進	83,508千円
－ ほっと石川キャンペーンの推進 三大都市圏における石川ウィークの開催、大手旅行会社向け宣伝など	62,900千円
－ 北陸キャンペーン2003の展開 北陸3県共同で行う重点誘客キャンペーンの実施	4,000千円
－ 能登キリコ祭りの旅行商品化	6,700千円
－ 台湾、韓国、中国からの誘客促進 観光旅行博への出展、 ⑨ 上海での誘客プロモーション、 ⑨ 海外マスコミ招へいなど	20,329千円
－ 個性豊かな温泉地の形成 温泉地まちづくり活動への支援	28,000千円
－ 快適観光空間の整備支援 観光スポットにおける利便施設等の整備	10,000千円

III 県民生活の質の向上を支える基盤づくり

(1) 環境配慮型社会への移行

環境にやさしい地域社会の創造
・ ゼロエミッション行動計画の推進

<ul style="list-style-type: none"> － 食品残さ等のゼロエミッション推進 ゼロエミッション技術の研究開発（工業試験場） 	5,000千円
(2) 豊かな暮らしを支える基盤づくり	
男女共同参画社会の実現	
<ul style="list-style-type: none"> － 男女共同参画意識啓発の充実 ⑧ 事業所における仕事と家庭の両立推進研修会の開催 	2,000千円
(3) 良質な社会資本の整備	
能登空港を核とした能登新時代の創造	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 能登空港の開港（平成15年7月7日予定） <ul style="list-style-type: none"> － 能登空港を起点とした観光案内標識の整備 ・ 能登空港を核とした交流拠点の形成 <ul style="list-style-type: none"> － ⑧ 能登の旅情報センターの開設 	90,000千円 11,634千円
(4) 豊かで魅力ある生活空間づくり	
中心市街地の再生・活性化	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県庁跡地のにぎわい創出 <ul style="list-style-type: none"> － ⑧ 県庁跡地を中心としたイベント開催等 「広坂界限物語」（仮称）の展開 旧県庁本庁舎正面玄関を活用したコンサートなど 金沢中心商店街の四季折々のイベント支援 ・ 魅力ある商店街づくり <ul style="list-style-type: none"> － 活性化モデル商店街への支援 ⑧ 北国夢街道（小松市本折・かぶと商店街）ほか5箇所 － 商店街のハード整備に対する支援 ⑧ 近江町市場商店街ほか2箇所 － 商店街事務局の強化支援 常駐マネージャーの配置 － 商店街活性化のための新規ビジネスの創出支援 アイデアコンテストの実施 	5,000千円 10,000千円 127,934千円 84,820千円 25,854千円 2,000千円
(5) 持続的発展に向けた農林水産業の基盤づくり	
時代の要請に対応した食料供給体制の確立	
<ul style="list-style-type: none"> － 県産農産物を活用した機能性食品の研究（工業試験場） 	2,400千円

平成 15 年度中小企業関係税制改正の概要について

1月17日に「平成15年度税制改正の要綱」が閣議決定されました。

具体的には、わが国産業の競争力強化のための研究開発・設備投資減税の集中・重点化、次世代への資産移転の円滑化に資する相続税・贈与税の一体化及び税率の引下げ、「貯蓄から投資へ」の改革に資する金融・証券税制の軽減・簡素化、土地の有効利用の促進に資する登録免許税の軽減、人的控除の簡素化等の観点からの配偶者特別控除（上乘せ部分）の廃止、消費税に対する信頼性・透明性を向上させるための免税点制度等の改革、酒税及びたばこ税の見直しその他の所要の措置を一体として講ずるとしてしています。

ここでは、中小企業関係税制改正の概要について紹介します。

I. 中小企業の経営基盤の強化

1. 留保金課税の停止措置

〔減税規模：1,400億円〕

不良債権処理の加速化、資金調達環境の更なる悪化の中で、中小企業に残された手段は自己資本の充実。将来の投資に備え、内部留保を充実させ、中小企業の成長を促すため、留保金課税の停止措置を講ずる。

1. 現行の留保金課税の概要

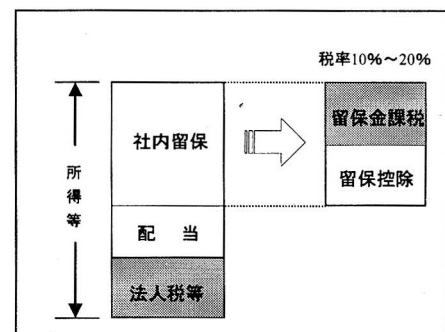
間接的に配当を促すため、同族会社（3人以下の株主で、持株割合が50%以上となる会社）が内部留保した金額に対して、追加的に課税する制度。

※留保控除額：以下の基準の中で最も大きい金額

所得基準額：所得×35%、定額基準額：1,500万円

積立金基準額：期末資本金の25%相当額－利益積立金

※税率：留保金額が年3千万円以下；10%、1億円以下；15%、1億円以上；20%



2. 15年度改正の内容

- ◆ 自己資本比率50%以下の中小法人（資本金1億円以下）について留保金課税を停止。

→ **これにより、全中小法人の8割以上が課税停止の対象となる。**

※ なお、現行の以下の特例については、平成15年度改正後も存続。

◇ 創業10年以内の中小企業及び新事業創出促進法認定企業については留保金課税を停止。

◇ 前年度の試験研究費及び開発費の対売上高比率が3%超の中小企業については、留保金課税を停止。

2. 中小企業技術基盤強化税制の拡充

[減税規模：260億円]

日本の将来を支える中小企業の技術力強化を強力に推進すべく、中小企業技術基盤強化税制の恒久化を図るとともに、制度を大幅に拡充する。

1. 現行の中小企業技術基盤強化税制

◇ 中小企業の支出した試験研究費の10%を税額控除。

(平成10年4月の総合経済対策において税額控除率を引き上げ、6%→10%)

◇ 適用期限は、平成15年3月31日まで。

【対象となる試験研究費】

- (1) 試験研究を行うために要する原材料費
- (2) 人件費(専門的知識をもって試験研究の業務に従事する者)
- (3) 経費(試験研究に使用する減価償却費を含む。)
- (4) 委託研究費等

2. 15年度改正の内容

- ◆ 制度の恒久化を図るとともに、税額控除率を15%(3%分は当面3年間の措置)(現行10%)に引き上げる。
- ◆ 併せて、税額控除限度額を法人税額の20%(現行15%)に引き上げる。
- ◆ 新たに、控除限度額を超えた試験研究費についての1年間の繰越控除を認める。

→ これにより、中小企業による活発な研究開発が強力に促進され、新規市場の開拓など構造改革に資することとなる。

3. 中小企業の少額資産損金算入制度の拡充

[減税規模：600億円]

すべての中小企業を対象に、あらゆる資産への投資を促進し、活力を引き出すため、損金算入できる少額減価償却資産の価額要件を、思い切って30万円まで引き上げる。

1. 現行制度

◇ 取得価額10万円未満の減価償却資産について、損金算入(即時償却)を認める。

2. 15年度改正の内容

- ◆ 投資年度に全額を損金算入できる少額減価償却資産の取得価額要件を、対象資産の限定なく、30万円に引き上げ。
これまでで最高額の取得価額要件を実現。

【参考】 これまでの損金算入限度額の改正経緯

昭和22年度	1千円
26年度	1万円
39年度	3万円
45年度	5万円
49年度	10万円
63年度	20万円
平成10年度	10万円

→ これにより、中小企業の投資を促し、OA機器等の取得・更新による事業の効率化、中小企業の活力向上に加え、需要の喚起が図られる。

4. IT投資促進税制の創設

[減税規模：中小企業分2, 000億円(鉢:7,000軒)]

IT投資を促進することで、企画・開発・生産・販売等の全ての段階における企業経営の効率化と新たなビジネス・モデルの創出を加速し、わが国産業の競争力を強化する。この分野は企業の潜在的な投資意欲が高いことから、短期的な需要面での波及効果も期待できる。
なお、本制度は中小ベンチャー企業についても相当の活用が見込まれる。

〈制度の概要〉

- ◆ 全ての企業（青色申告企業）が行うソフトウェア及びハードウェアの双方の投資について、
 - ・ 資本金3億円以下の法人 ソフトウェア投資（年間を通じた累計投資額が70万円以上）
ハードウェア投資（年間を通じた累計投資額が140万円以上）
 - ・ 資本金3億円以上の法人 ソフトウェア投資（年間を通じた累計投資額が600万円以上）
ハードウェア投資（年間を通じた累計投資額が600万円以上）
- ◆ 投資額の10%の税額控除(法人税額の20%を限度。限度超過分は1年間の繰越可能。)又は、取得資産の50%の特別償却の選択適用を認める制度を創設する。
- ◆ リースについては、資本金3億円以下の法人に関して、リース料金の総額の60%について10%の税額控除を認める。

対象となる資産及び設備	
	ハードウェア（8設備）
ソフトウェア	①電子計算機、②デジタル複写機、③ファクシミリ、 ④ICカード利用設備、⑤デジタル放送受信設備、⑥インターネット電話設備、 ⑦ルーター・スイッチ、⑧デジタル回線接続装置

II. 中小企業再生円滑化税制

長引く不況の中で、経営の苦しくなった会社に対して、中小企業の社長等が自らの私財をなげうって、個人保証債務を履行し、再建を目指す場合や、廃業していくが未だ会社が解散していない場合にも、その私財譲渡益に対する所得税の非課税措置が図られるよう、運用基準を明確化する。

〈現状〉上記のような場合、税理士等実務家の間では、事実上、会社が解散していないと、所得税の非課税措置が認められないといわれてきた。

[所得税法第64条（資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例）]

〈運用基準の明確化〉

保証債務を履行し、求償権を放棄した場合に、以下のような場合でも所得税の非課税措置が認められることを明記した通達等を発出。運用基準を明確化。

- ① 会社を再建しようとするために、求償権を放棄する場合
- ② 廃業していくが、未だ会社が解散していない場合

〈明確化される運用基準のイメージ〉

法人がその求償権の放棄後も存続し、経営を継続している場合でも、次のすべての状況に該当すると認められるときは、その求償権は行使不能と判定される。

- 1) その代表者等の求償権は、代表者等と金融機関等の債権者との関係からみて、他の債権者の有する債権と同列に扱うことが困難である等の事情により、放棄せざるを得ない状況にあったと認められること。
- 2) その法人は、求償権を放棄（債務免除）することによっても、なお債務超過の状況にあること。

→ これにより、経営の傾いた中小企業の再生が円滑化するとともに、仮に、倒産する場合においても、身ぐるみはがされることなく、やり直しができるような環境整備が図られる。

Ⅲ. 交際費支出の損金算入限度額の拡大

[減税規模：500億円]

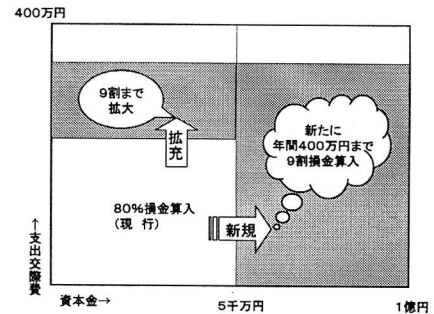
中小企業の活力を引き出し、需要を喚起すべく、中小企業の交際費支出の損金算入限度額を拡大する。

1. 現行の交際費課税の概要

- ◇ 交際費は原則損金不算入。ただし、資本金5千万円以下の中小企業の年400万円までの交際費支出額のうち8割の損金算入を認める。

2. 平成15年度改正の内容

- ◆ 資本金5千万円以下の中小企業について、損金算入できる範囲を年400万円の9割までに拡大。
- ◆ 資本金5千万円～1億円の中小企業についても、新たに、年400万円までの交際費支出額のうち9割の損金算入を認める。



(参考)

- 資本金5千万円以下 : 215万法人に裨益。(交際費支出総額2兆5000億円)
- 資本金5千万円～1億円 : 4.6万法人に裨益。(交際費支出総額2300億円)

→ これにより、中小企業と地域経済の活性化を図り、消費の喚起にもつながる。

Ⅳ. 事業承継税制

1. 自社株に対する軽減措置に係る所要の規定の整備

自社株に対する軽減措置について、以下のように所要の規定の整備を行う。

<現行要件>

- 選択要件：小規模宅地特例と自社株特例のどちらかしか利用できない。
- 対象会社要件：発行済み株式総額10億円超(相続税評価額ベース)の会社は特例を利用できない。
- 被相続人要件：本人とこれと生計を一にする者(妻など)とだけで、50%以上を保有していないと特例を利用できない。
- 相続人要件：申告期限まで自社株式を保有していること。申告期限を経過するときに役員として経営に参画していること。
- 軽減対象の上限：発行済み株式総数の3分の1まで、3億円までしか特例が適用されない。
- 軽減率：相続税の課税価格の10%を軽減。

<見直しの方向>

- 宅地と株の特例を両方利用できるよう見直し
- 発行済み総額20億円以下の会社まで利用できるよう見直し
- 同族関係者(6親等内の親族)で50%以上保有していれば利用できるよう要件見直し
- 発行済み株式総数2/3の株式まで特例対象となるよう見直し

2. 自社株特例の生前贈与分への適用

これまで自社株特例については、生前贈与された財産には適用されなかったが、今般の相続税・贈与税の一体化措置に伴い、一体化措置を選択した場合には、生前贈与分への特例の適用を認めることとする。

一体化措置の概要

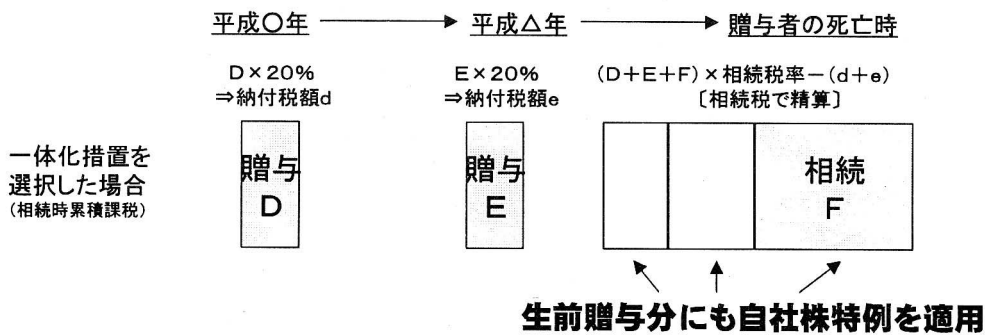
＜基本骨格＞生前贈与を受けた者について、相続時に、それまでの贈与財産と相続財産とを合算して計算した相続税額から、既に支払った贈与税相当額を控除することにより、贈与税と相続税との間の精算を行う新たな制度を導入する。本制度は現行制度との選択制とする。

＜贈与者＞満65歳以上の親

＜受贈者＞満20歳以上の子である推定相続人（代襲相続人を含む。）

＜贈与税率＞一律20%（相続時に相続税で精算）。

＜贈与税非課税枠＞2500万円までの贈与について多年分にわたり利用できる非課税措置（特別控除等）とする。



（注）この図はイメージであることから、基礎控除等は省略している。

→ これにより、生前贈与が促進され、円滑な事業承継が実現される。

V. 創業支援税制（エンジェル税制）の拡充

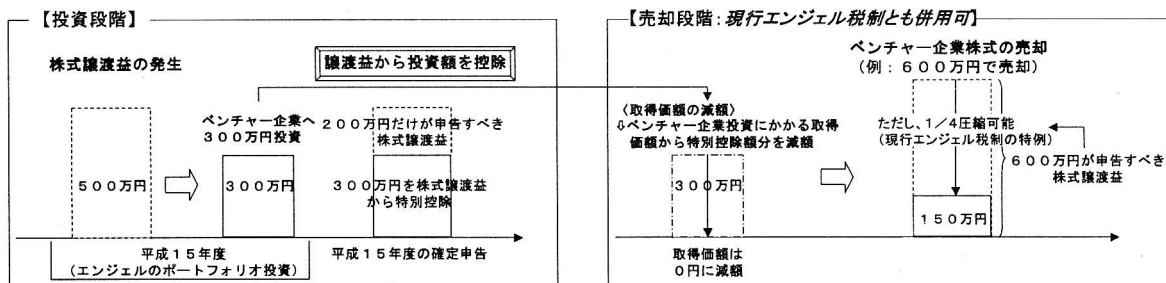
＜エンジェル税制の抜本的拡充＞

金融・証券税制の一元化に向けた大きな改革の中で、我が国経済活性化の源泉たるベンチャー企業への投資に限り株式譲渡益の範囲で特別控除を行う制度を創設するとともに、最も制約要因となっているといわれる適用要件についても大幅に見直す。

【改正内容】

◆特別控除制度の創設

ベンチャー企業への投資額につき、同一年分の株式譲渡益額を限度として、株式譲渡益額から特別控除することを認めるとともに、当該ベンチャー企業株式の取得費から当該特別控除額を減額する。



◆適用要件の見直し

- ・ベンチャー企業の要件：外部資本要件を「1/3 → 1/6」に緩和する。
- ・エンジェルの要件：公開後1年以内譲渡の要件を公開後3年以内譲渡に緩和する。

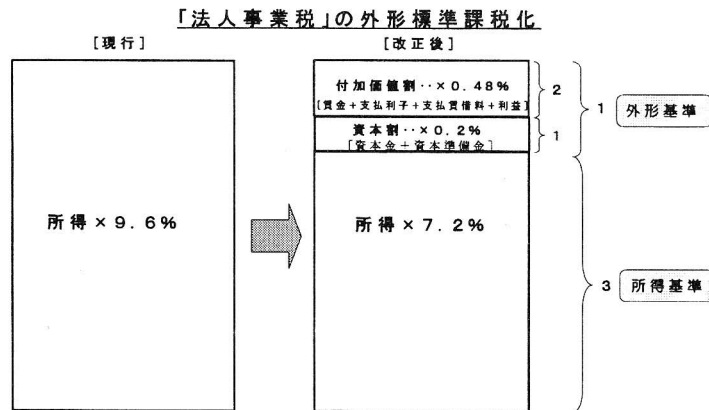
【制度の効果】

投資段階（＝入口）におけるインセンティブを付与することにより、株式譲渡益を活用したベンチャー企業への再投資による株式市場の活性化という「好循環」が形成。同時に適用要件を見直すことにより対象企業が拡大。

VI. 外形標準課税について

資本金 1 億円超の法人を対象に法人事業税への外形標準課税の導入が決定。(平成16年度から導入)

- ◆ 法人事業税の税率を9.6%から7.2%に引下げ。
- ◆ 代わりに1/4部分について、外形標準課税を導入。(付加価値割：資本割＝2：1)
 - ※ 「付加価値割」：賃金＋支払利子＋支払賃借料＋単年度損益、 「資本割」：資本金＋資本準備金
- ◆ 「付加価値割」については、賃金が一定割合を超える企業の課税ベースを圧縮。
- ◆ 「資本割」については、事業に比して資本が大きな企業に配慮。
 - ①課税ベースから持株会社の子会社株式を除外。
 - ②資本金等が1千億円を超える企業については、資本金等規模に応じて課税ベースを圧縮。



VII. 消費税中小企業特例等

小規模な事業者の事務負担への配慮から設けられた消費税の中小事業者特例（免税点制度、簡易課税制度）について、見直しを行う。

1. 免税点制度及び簡易課税制度の概要

- ◇免税点制度：売上高3千万円以下の事業者は免税。
- ◇簡易課税制度：売上高に、業種に応じたみなし仕入れ率を乗じて、簡易に消費税額を算出するもの。現行は、売上高2億円以下の事業者が対象。

＜簡易課税における納付税額の計算方法＞

$$\text{売上高} \times 5\% - \text{売上高} \times \text{みなし仕入れ率} \times 5\% = \text{消費税納付税額}$$

＜簡易課税におけるみなし仕入れ率＞

卸売業：90%、小売業：80%、製造業等：70%、サービス業等：50%、その他事業：60%

2. 平成15年度改正の内容

- ◆免税点制度：適用上限の引下げ 3,000万円以下 → 1,000万円以下
- ◆簡易課税制度：適用上限の引下げ 2億円以下 → 5,000万円以下
- ◆申告納付回数：直前の課税期間の年税額が6,000万円（地方消費税込み）を超える事業者について、年4回申告納付から毎月申告納付（年12回）
- ◆適用期間：平成16年4月1日以後開始する課税期間から適用
- ◆総額表示方式：消費税法において、総額を明らかにすることを義務づけ。（平成16年4月1日から）

事業者免税点制度の見直し

- ◆ 消費税の事業者免税点制度は、小規模な事業者の事務負担等への配慮から設けられたものであるが、今般、消費税に対する国民の信頼性、制度の透明性を向上させる観点から、現行3,000万円の事業者免税点の水準を1,000万円に引き下げる。

事業者免税点制度の適用状況（平成12年度）

（万者）

売上高	現行免税事業者				課税事業者	事業者計
	1千万円以下	2千万円以下 ～1千万円超	2千万円超	計		
個人事業者	184 (31.0%)	60 (10.2%)	28 (4.6%)	272 (45.8%)	54 (9.0%)	326 <54.9%>
法人	48 (8.0%)	26 (4.4%)	22 (3.8%)	96 (16.1%)	172 (29.0%)	268 <45.1%>
計	231 (39.0%)	86 (14.5%)	50 (8.4%)	368 (62.0%)	226 (38.0%)	593 <100.0%>
（累積割合）	39.0%	53.5%	62.0%			

（注）網掛け部分が改正後の免税事業者。

（出典：政府税制調査会資料）

簡易課税制度の見直し

- ◆ 中小事業者の事務負担への配慮から設けられている簡易課税制度について、以下のような見直しを行う。

<現行>

<見直し後>

適用上限額の引き下げ： 売上高2億円以下 → 売上高5000万円以下

（平成16年4月1日以後に開始する課税期間について適用）

簡易課税制度の適用状況（平成12年度）

（万者）

売上高	現行簡易申告者				計	一般申告者	事業者計
	3千万以下	5千万以下 ～3千万超	1億以下 ～5千万超	1億超			
個人事業者	8 (3.6%)	13 (6.7%)	8 (3.6%)	2 (0.9%)	31 (13.9%)	22 (9.9%)	54 <23.8%>
法人	10 (4.5%)	19 (8.3%)	27 (11.9%)	19 (8.6%)	75 (33.3%)	97 (43.0%)	172 <76.2%>
計	18 (8.1%)	32 (14.0%)	35 (15.5%)	22 (9.5%)	106 (47.1%)	119 (52.9%)	226 <100.0%>
（累積割合）	8.1%	22.1%	37.6%	47.1%			

（注）網掛け部分が改正後の簡易申告者。

（出典：政府税制調査会資料）

申告納付回数の見直し

消費税の預り金的性格に鑑み、いわゆる運用益問題の解消に資するため、申告納付回数を見直す。

〈見直しの内容〉：直前の課税期間の年税額が6千万円（地方消費税分を含む）を超える事業者について、
 年4回申告納付（確定1回、中間3回） → 毎月申告納付（年12回）
 （確定1回、中間3回） （確定1回、中間11回）

【現 行】		【改正後】	
年4回 確定申告1回 中間申告3回	年税額 500万円超	年税額 6,000万円超	年12回 確定申告1回 中間申告11回
		年税額 500万円超 6,000万円以下	年4回 確定申告1回 中間申告3回
年2回 確定申告1回 中間申告1回	年税額 60万円超 500万円以下	年税額 60万円超 500万円以下	年2回 確定申告1回 中間申告1回
年1回 確定申告1回	年税額 60万円以下	年税額 60万円以下	年1回 確定申告1回

総額表示の義務づけ

取引価格の適正な表示を図るため、平成16年4月1日から、消費税法により、総額表示を義務づける。

[参考1] 総額表示方式の諸類型（政府税制調査会資料より）

- 10,290円（本体価格9,800円、消費税等490円）
- 10,290円（うち消費税等490円）
- 10,290円（本体価格9,800円）
- 10,290円（税込）
- 10,290円
- 9,800円（税込10,290円）

[参考2] 主な欧州諸国における価格表示（対最終消費者）

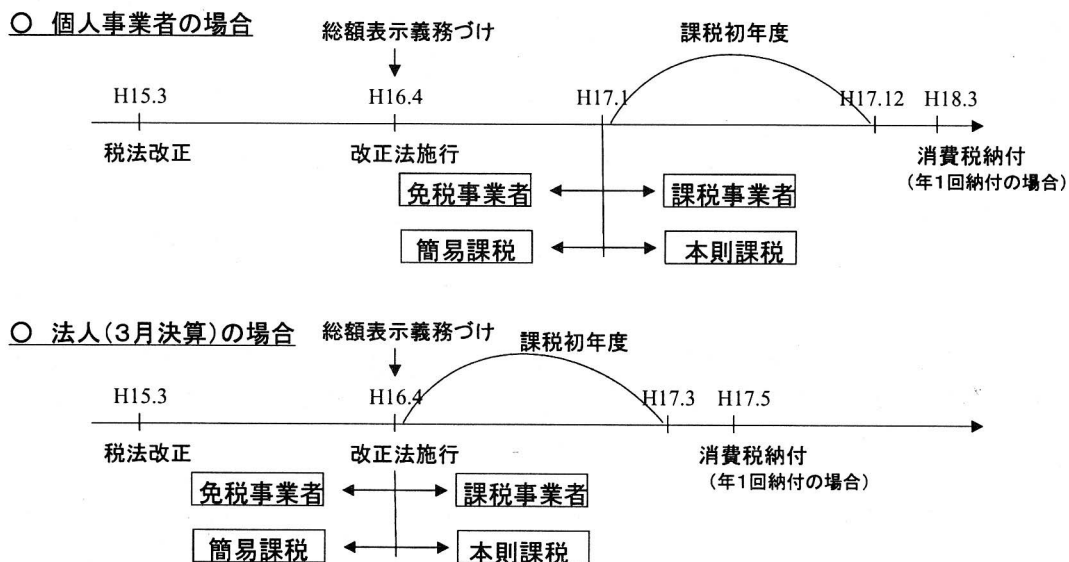
	フランス	ドイツ	イギリス	フィンランド	デンマーク	スウェーデン	オーストリア
表示方式	総額表示	総額表示	総額表示	総額表示	総額表示	総額表示	総額表示
税率	19.6%	16%	17.5%	22%	25%	25%	20%
税導入年	1968年	1968年	1973年	1964年	1967年	1969年	1973年

（備考）各国日本大使館等調べ

中小事業者特例等の見直し実施時期

それぞれの制度見直しの実施時期は以下のとおり。

- ◆ 免税点制度の適用対象上限の引き下げ : 平成16年4月1日以後開始する課税期間から適用
- ◆ 簡易課税制度の適用対象上限の引き下げ : ”
- ◆ 申告納付回数の見直し : ”
- ◆ 総額表示方式 : 平成16年4月1日から



VIII. その他の中小企業関連租税特別措置

【国税関係】

- ◆ 中小企業等基盤強化税制について所要の見直しを行った上で、適用期限を2年間延長する。
- ◆ 中小企業創造的事業活動促進法の認定事業者に係る欠損金の繰越期間の特例措置の適用期限を2年間延長する。
- ◆ 中小企業経営革新支援法に規定する経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員の機械等の割増償却制度について適用期限を2年間延長する。
- ◆ 商業施設等の特別償却制度
 - ① 中小小売商業振興法に基づいて整備される商業施設等の特別償却制度について所要の見直しを行った上で、適用期限を2年間延長する。
 - ② 中小企業流通業務効率化促進法に基づいて整備される商業施設等の特別償却制度について基本指針の改正に伴う拡充を行った上で、適用期限を2年間延長する。
- ◆ 中小企業等の貸倒引当金の特例措置について適用期限を2年間延長する。
- ◆ 事業協同組合等の留保所得の特別控除制度について適用期限を2年間延長する。

- ◆商工組合中央金庫及び信用保証協会の抵当権設定登記等の登録免許税の軽減措置について適用期限を2年間延長する。
- ◆事業化設備等投資促進税制について所要の措置を講じた上で、中小企業等基盤強化税制に統合する。
- ◆中小企業者の機械等の特別償却制度を中小企業投資促進税制に統合する。

【地方税関係】

- ◆中小企業者等の試験研究費に係る法人住民税の特例措置について税額控除率の引き上げ等に伴う拡充を行った上で、適用期限を2年間延長する。
- ◆中小企業創造的事業活動促進法に規定する認定組合等が実施する技術開発及びその成果の事業化のための施設に対する事業所税の資産割に係る課税標準の特例措置について所要の見直しを行った上で、適用期限を2年間延長する。
- ◆中小小売商業振興法に規定する高度化事業計画（商店街整備等支援計画を除く）に基づき設置する共同施設に対する事業所税の資産割に係る非課税措置について所要の見直しを行った上で、適用期限を2年間延長する。

企業組合制度の要件が緩和されました

このたび、中小企業挑戦支援法により、企業組合の組合員要件、従事比率・組合員比率要件が緩和されました。

これにより、企業の資本金力や技術力などの活用、組合以外の人材の活用を一層図ることが可能となり、地域貢献型事業から先端技術開発事業まで、幅広い分野での起業活動の機会が拡充されることとなります。

(1) 企業組合とは

中小企業等協同組合法の規定に基づく企業組合制度は、個人4人以上が発起人となり、国又は都道府県知事の認可により最低資本金制約がなく、有限責任で法人格が得られます。

個人が、その技能、経験、能力等を活かしながら協同して事業を行うための制度であり、近年、地域・社会貢献ビジネスなどの設立が増加しています。企業組合の総数は平成13年度末時点、全国で2,064組合となっています。

- ① 最低資本金制度が適用されません。
- ② 税制以上の優遇措置が適用されます。
- ③ 組合員には有限責任制度が適用されます。
- ④ 組合運営に対する発言権は平等です。
- ⑤ 事業に従事する組合員には勤労者としての地位が与えられます。
- ⑥ 営利追求ができる組織です。
- ⑦ 国、行政庁や専門金融機関の支援を受けることができます。

(2) 具体的事例

○K企業組合（長野県）……工芸作家（陶芸、染色、木彫りなど）4人が組合を作り、自分たちが作る製品の販路開拓事業を共同して実施。（設立H14年、出資金100万円）

○企業組合W（東京都）……女性や保育経験者5名が組合を設立し、保育施設の運営を行う。経験を活かして、低価格で高水準のサービスを提供。（設立H11年、出資金150万円）

【最近目立つ業種】

業種	構成比
特産品・食品	18%
介護・福祉	14%
情報・通信	9%
コンサルティング	9%

【企業組合の設立数の推移】

年度	設立数
1997	23
1998	24
1999	42
2000	82
2001	81

(3) 改正のポイント

- ① 個人のみ限定されている組合員資格について、法人や投資組合も組合に加入できるようになりました。＜組合員資格の拡大＞
⇒自己資本の充実などを通じて企業体としての機能の強化を図ることが容易に（ただし、個人以外の組合員数は全組合員の1/4以下、個人以外の組合員全体の出資比率は出資総額の1/2未満であることが必要）。
- ② 事業に従事しなければならない組合員の比率が、組合員全体の2/3以上から1/2以上に緩和されました。＜従事比率の緩和＞
⇒組合の事業活動に賛同しながらも、様々な理由で事業に従事することができない方々を組合員へ勧誘しやすくなりました。
- ③ 従業員（事業に従事する者）全体の1/2以上は組合員でなければなりませんでした。1/3以上に緩和されました。＜組合員比率の緩和＞
⇒事業規模の拡大に対応して、雇用する従業員を増やすことが容易になりました。
- ④ 「年1割以内」の剰余金配当の範囲が、「年2割以内」に拡大されました。
事業に従事した分量に応じて行う配当（従事分量配当）ができることは今までどおりです。＜出資配当の範囲の拡大＞
- ⑤ なお、個人による組合運営という本制度の基本的性格を担保するため、法人等の組合員数（議決数）は1/4を越えないこととし、その出資比率は全体の1/2未満に制限。また、法人等の組合員は組合の役員になれないこととしています。

(4) 改正の効果

上記の改正によって、自己資本の充実が図られる他、サポーターとして組合に加入する法人等の経営資源を活用できるようになるなど、企業組合の活性化が見込まれます。

- 例) 1. 家庭の主婦が複数集まって、高齢者・障害者介護ビジネスを開始。オムツなどの介護製品の開発・製造を行う企業が組合に参加。
2. 大学の教官、企業の研究者OB等が、ハイテク先端技術開発を目的とする企業組合を設立。研究器材、研究情報データベースなどを提供する企業が参加。

第2回組合青年部代表者会議開催される

平成14年度第2回目となる組合青年部代表者会議は、2月8日（土）、青年部県大会に先立ち午後4時30分よりホテル日航金沢において約30人の参加のもと開催されました。

長池青年中央会会長の挨拶に続いて、今回のテーマである青年部の活動事例報告が、石川県電気工事工業組合青年部 三浦 則陽 氏と石川県中古自動車販売商工組合青年部会 中村 孝志 氏から最近の活動状況について説明がなされました。

その後、参加者からは、今後の我が青年部活動の参考にと活発な質疑応答や意見交換が行われ、盛会のうちに終了しました。

平成14年度組合青年部県大会開催される

平成14年度組合青年部県大会は、2月8日（土）午後5時30分よりホテル日航金沢において、約100人の参加を得、盛大に開催されました。

来賓に県商工労働部経営支援課 土屋 直三 課長、商工組合中央金庫金沢支店 南蘭 良春 次長、当中央会 河内 宏 専務理事をお迎えし、長池 正 青年中央会長の挨拶の後、開会しました。

まず、本年度取り組んでいる事業（ユニバーサルデザインに関する勉強会並びに携帯端末双方向情報送信システム委員会）の進捗状況について、松本 雅之 副会長、青年中央会事務局より報告がありました。

続いて、講演会に入り、「これからのエルダー市場について～新しい大人文化の創造とそこにあるビジネス～」をテーマに、株式会社博報堂エルダービジネス推進室 阪本 節郎 室長にご講演をいただき、世界に類を見ない急速な超高齢化社会を迎えるにあたって、エルダービジネス（65歳以上を対象にした）の重要性をご自身の活動例も交えながら説いていただき、参加者一同、新たなビジネスチャンスのヒントとなり、大いなる刺激になったようです。

その後会場を変え開催された懇親会では、和やかな雰囲気のもと、会員間の交流が図られました。



代表者会議の風景



県大会の風景

平成 14 年度組合女性部地区別懇談会 (能登・加賀地区) 開催される

平成 14 年度石川県中小企業団体中央会女性部の組合女性部地区別懇談会が、3 月 5 日（水）午前 11 時 30 分より「のと吉 海亭」（参加者 26 名、輪島市）、3 月 12 日（水）午前 11 時 30 分より「周 富徳の店 周記」（参加者 45 名、小松市）において開催されました。

能登会場・加賀会場ともに山岸中央会女性部会長の挨拶の後、テーブルを囲み、食事をとりながらの懇談が行われ、会員間の親睦交流が図られました。



能登地区会場の風景



小松地区会場の風景

組合決算事務研究会開催される

2 月 14 日（金）午前 10 時 30 分から石川県地場産業振興センター第 2 研修室において、48 人の参加者を集めて平成 14 年度組合決算事務研究会が開催されました。

講師に坂井経営会計事務所所長の坂井昭衛氏を講師に向かえ、「組合決算後の諸手続きと税制改正の概要について」というテーマに基づき、説明がありました。

(1) 財務諸表作成の際の予備手続き、本手続き、事後手続きを踏まえた留意点についての説明、(2) 税務申告書類作成の際の決算整理事項と申告調整事項の説明、(3) 組合法に基づいた決算事務後の理事会、監査、総会等の開催、行政庁への届出、認可申請及び登記等についての説明があり、参加者は熱心に耳を傾けていました。

また、平成 15 年度税制改正の概要についても説明がありました。

※平成 15 年度税制改正の概要については本誌 7 ページ～ に掲載してあります。

電子認証システム普及講習会開催される

3月7日（金）午後1時半から県地場産業振興センター第3研修室において、電子認証システム普及講習会が開催されました。

この講習会は、今後、中小企業においても電子商取引がますます活性化することが予想されることから、当中央会では、全国中央会と協力し、電子認証に関する知識の習得、中央会の電子認証サービスの内容をご理解いただくことを目的に開催したものです。

講習会では、当中央会 河内 宏 専務理事の挨拶のあと、まず全国中央会 情報部主幹の加藤篤志氏より「eビジネスと電子認証（電子認証制度と中小企業及び組合の対応について）」、続いて、認証サービス業務委託会社である帝国データバンク 営業企画部 eビジネス課の浅野 敬氏より「電子会社とビジネス～電子認証制度と今後の対応（ビジネスにおける電子認証の現状と実例）」というテーマで講演が行われ、総勢90名の参加者は熱心に聞き入っていました。

<電子認証とは>

IT革命の急速な進展により、従来は電話やFAXでなされていた受発注業務がインターネットに置き換えられたり、新たな取引先をネットワーク上で開拓するなどビジネスの領域が拡大している反面、IT対応が遅れている企業は取引の機会が減少するなど大きな変化が起きています。また、電子政府や電子自治体の本格化に伴い、各種申請や登録等の行政手続のオンライン化も急速に進むものと思われます。しかし、ネットワーク上では直接相手を確認できないため本人であることの確認が難しかったり、情報の漏洩や改ざんといった問題が指摘されています。そこで、今後中央会において電子認証システムを構築し、本人確認に基づく電子証明書を発行して、中小企業における電子商取引の拡大等を側面から支援していくこととしています。



平成 15 年度中小企業制度融資説明会開催のご案内

今般、標記説明会を次のとおり開催致しますので、最寄りの会場にて皆様のご参加をお待ちしております。

なお、参加は自由であり、また、事前の申込等は必要ありません。

1. 受講対象者

- (1) 中小企業者及び組合の役職員
- (2) 取扱金融機関、市町村、商工会議所、商工会等の担当者

2. 開催日、開始時間及び開催場所

- ① 平成 15 年 4 月 7 日(月) 10:00 松任産業会館 3階 301・302号室
- ② 平成 15 年 4 月 7 日(月) 14:00 石川県地場産業振興センター本館 2階第1研修室
- ③ 平成 15 年 4 月 8 日(火) 10:00 小松商工会議所 3階 305・306号室
- ④ 平成 15 年 4 月 8 日(火) 14:00 加賀商工会議所 3階会議室
- ⑤ 平成 15 年 4 月 9 日(水) 10:00 羽咋市商工会館 2階会議室
- ⑥ 平成 15 年 4 月 9 日(水) 14:00 七尾産業福祉センター 2階研修室
- ⑦ 平成 15 年 4 月 10 日(木) 13:30 珠洲商工会議所 1階第1研修室
- ⑧ 平成 15 年 4 月 11 日(金) 13:30 輪島商工会議所 大会議室

3. 対象制度及び説明機関

- | | |
|----------------------------|----------------------------|
| ① 石川県制度金融等 | 石 川 県 |
| ② バリアフリー施設整備促進融資 | 〃 |
| ③ 石川県環境保全資金融資制度 | 〃 |
| ④ 石川県産業廃棄物処理施設整備
資金融資制度 | 〃 |
| ⑤ 設備資金貸付制度 | (財) 石川県中小企業振興協会 |
| ⑥ 設備貸与制度 | 〃 |
| ⑦ 創造的中小企業支援制度 | (財) 石川県産業創出支援機構 |
| ⑧ 延払による機械設備貸与制度 | (社) 石川県鉄工機電協会 |
| ⑨ 石川県信用保証制度 | 石川県信用保証協会 |
| ⑩ 開催各市の制度融資 | 各市の商工担当課 |
| ⑪ 政府系金融制度 | 中小企業金融公庫・国民生活金融公庫・商工組合中央金庫 |
| ⑫ その他 | |

4. 開催協力要請機関

前記の説明機関、商工会議所・商工会、石川県銀行協会、石川県信用金庫協会、石川県信用組合協会、石川県商工会連合会

5. お問い合わせ先

石川県中小企業団体中央会 情報企画課 TEL 076-267-7711

平成15年度中央会役員会、表彰式 並びに通常総会の日程について

●開催期日 平成15年5月28日(水)

①役員会

開催時間 午後2時30分～

開催場所 石川県地場産業振興センター 本館 第1会議室

②表彰式及び第48回通常総会

開催時間 午後3時30分～

開催場所 石川県地場産業振興センター 新館 コンベンションホール

③懇親パーティー

開催時間 午後4時50分～

開催場所 石川県地場産業振興センター 本館 アイエリア

個別専門相談室開催のご案内

さて、このほど組合並びに組合員のみなさまが直面する多種多様な問題に対応するため、本会では個別に専門家を招聘し、個別専門相談室を設け、下記により開催することになりました。

なお、相談につきましては、組合等、中小企業任意グループ及び公益法人等についても対象となります。又、相談は無料となっておりますのでお気軽にご相談ください。

相談希望の方は当日までに本会へご連絡願います。

石川県中小企業団体中央会 (TEL 076-267-7711)

担当 組織振興課・見谷まで

＝日 程＝

開催日	時間	内容	専門相談員
4月24日(木)	10:00～12:00	税務・経営相談	税理士 坂井昭衛
5月19日(月)	13:00～15:00	法律相談	弁護士 久保雅史
	15:00～17:00	登記相談	司法書士 久保均

＝場 所＝

金沢市鞍月2丁目1番地

石川県地場産業振興センター本館3階 石川県中小企業団体中央会 会議室